

経済センサス-活動調査  
調査実施者 説明資料 (その2)

## 1 経済センサス-活動調査（基幹統計調査）の変更

### （1）報告を求める事項

#### ウ 労働者区分の見直し

従業者を把握する調査事項である労働者区分について、下表のとおり、常用雇用者及び臨時雇用者の定義を変更する。

前回調査	平成 28 年調査
常用雇用者 （期間を定めずに、若しくは <u>1 か月を超 える期間</u> を定めて雇用している人又は平 成 23 年 12 月と 24 年 1 月にそれぞれ 18 日以上雇用している人）	常用雇用者 （期間を定めずに、又は 1 か月 <u>以上</u> の期 間を定めて雇用している人）
臨時雇用者 （1 か月 <u>以内</u> の期間を定めて雇用してい る人や日々雇用している人など、常用雇用 者の定義に該当しない人）	臨時雇用者 （1 か月 <u>未満</u> の期間を定めて雇用してい る人や日々雇用している人など、常用雇用 者の定義に該当しない人）

- ・ 今回の労働者区分の定義の見直しにより、報告者が記入に当たって戸惑ったり、混乱したりすることがないようにするため、本調査では、どのような対応や取組を行うこととしているのか。

（回答）

- 当該労働者区分の変更については、試験調査でも変更した上で調査を実施しているが、コールセンターや調査実施者に対し、当該変更に伴う問合せ等はなかったことから、報告者の混乱は生じないと思料しているが、必要に応じて「調査票の記入のしかた」やHPでアナウンスしたい。

### (3) 報告を求めるために用いる方法

#### イ オンライン調査の範囲の拡大

オンライン調査について、下表のとおり、全ての調査対象に導入する。

	前回調査			平成28年調査		
	調査員	郵送	オンライン	調査員	郵送	オンライン
単独事業所	○ (一部除く)	○ (一部)		○ (一部除く)	○ (一部)	○
新設事業所	○			○		○
支所を有する企業		○	○		○	○

(注) オンライン調査が可能な報告者は、約25万企業（約130万事業所）から約400万企業（約600万事業所）に拡大する（企業数等は前回調査によるもの）。

a 前回調査において、支所を有する企業を対象としたオンラインによる回答の割合が約8.1%と低い結果であった原因は何か。また、今回調査では、この原因を踏まえどのようなオンライン回答率向上策を行うのか。

(回答)

1 24年調査においてオンライン回答率が低かった主な原因として、報告者からの意見によれば、以下が考えられる。

- ・ オンラインでの回答が可能であるとの認識がされていなかった
- ・ 操作が煩雑なことや、企業内での確認・保存を紙媒体で行うこともあり、情報の扱いが容易な紙調査票を選択した

また、オンライン提出を試みた報告者からは、以下の意見があった。

- ・ 回答の送信方法がわからなかった
- ・ ログインできなかった 等

2 このため、今回、28年調査では、24年調査の経験を踏まえ、報告者におけるオンライン調査の認知度不足を解消し、オンライン回答の向上を目指すべく、『オンライン調査利用ガイド』（参考資料6）の電子調査票の操作手順をよりわかりやすくするといった調査書類を工夫する。また、企業構造の事前確認において、調査におけるオンライン回答を促すために、電子調査票のイメージを提示することを検討すると共に、オンライン回答の推奨を前面に出した広報を行う等、報告者に積極的に周知を図る予定である。

b 今回調査において新たにオンラインによる回答を可能とする企業、事業所に対して、オンライン回答率を確保するためにどのような工夫等の取組を行うのか。例えば、オンライン先行方式（紙の調査票の配布に先行して、オンライン調査の回答期間を設定する方式）の導入について検討したのか。

（回答）

- 1 28年調査では単独事業所を対象とする調査員調査において新たにオンライン回答が可能となる。
  
- 2 26年基礎調査など、従来、調査員への指導において、調査票回収の方法は、紙調査票の回収が原則であるとの記述があったが、活動調査試験調査（26年11月実施）においては、オンライン回収が原則であるという記述に変更するとともに、報告者に配布する配布書類においても同様の記述へと変更したところ、22年に実施した活動調査第二次試験調査のオンライン回答率（2.1%）に比べて、高いオンライン回答率（9.3%）を達成したことから、28年調査においても同様に調査員指導や書類作成を行いたい。
  
- 3 オンラインによる回答期間を、紙の調査票による回答期間よりも前の段階に設定する方式（先行方式）について検討したものの、活動調査は従業者数などの基礎的項目に加えて、経理項目を把握するため、回答部署が複数にまたがることで回答に時間がかかることも考えられることから、回答期間の短い先行方式ではオンライン回答の獲得が困難なため、並行方式を採用することとしたい。（参考資料7参照）

なお、実査を担当する地方公共団体からも、「事業所・企業を対象とした統計調査、特に経理項目を調査する活動調査では、限られた回答期間内で、事業所・企業内の各部署で分担して調査票の調査事項の回答を得ることは困難であり、オンライン回答方式として、並行方式が良い」との意見をいただいている。

- c 調査員調査の対象となる事業所において、新たにオンラインによる回答を可能とするこ  
とで、調査員や地方公共団体の業務はどの程度軽減されるのか。また、オンライン調査の  
円滑な導入・推進のために、調査員に対してどのような対応を行うこととしているのか。
- d 政府統計共同利用システムによる回答内容の機械的な審査は自動審査機能を有している  
ため、一般的に審査項目が多いほど記入漏れが少なくなり、地方公共団体による審査事務  
の負担の軽減化が図られるものの、その一方で、オンライン回答に際し調査事項に対する  
一定の回答が必要となることから、報告者の忌避感を招き回収率の低下につながるものが  
懸念される中で、同システムの自動審査項目の数や内容はどのようになるのか。

(回答)

- 1 電子調査票に搭載する自動審査箇所として、売上・費用総額など市町村審査の疑義照会  
対象として重要な調査事項を設定しているが、オンライン回答が得られた場合、自動審査  
箇所となる当該調査事項にかかる疑義照会は不要となり、市町村の審査負担は軽減される。
  
- 2 オンライン回答の円滑な導入に当たり、以下の方策を講じる予定。
  - ・ オンライン調査用IDを記載する調査書類をあらかじめ封入した状態の封筒を調査員  
に配布（調査員による配り分けなど、新たな負担はない）
  - ・ オンライン調査を推奨する記述を含んだリーフレットの配布
  - ・ コールセンターの電話番号を明示して調査客体からの照会をコールセンターに誘導

また、オンライン回答率がある程度見込まれる場合、調査員は調査票の回収のために事  
業所を訪問する労力が縮減される。
  
- 3 試験調査においては、「名称及び電話番号」、「所在地」、「経営組織」のほか一部の産業特  
性事項は、政府統計共同利用システムの審査項目とした上で、「消費税の税込み記入・税抜  
き記入の別」、「売上（収入）金額」、「費用総額」の3項目を追加することで忌避感が増す  
かどうかの検証を実施した。今回の試験調査では、審査項目を増やしてもオンライン回答  
率は低下しない（オンライン回答率：3項目追加なし 8.7%、3項目追加 9.9%）という  
結果となった。このため、28年調査において、上記3項目を新たに審査項目とする予定。

## ウ 各調査系統における対象範囲の見直し

調査員調査及び行政機関による直轄調査の対象区分について、単独事業所（資本金1億円以上）を調査員調査から直轄調査の対象に変更する。

- a 単独事業所（資本金1億円以上）を調査員調査から直轄調査に変更する背景事情、調査系統における対象範囲の見直しの狙い（メリット）は何か。各調査系統が対象とする事業所数は、前回調査からどのように変更されることになるのか。
- b 直轄調査に変更する単独事業所の範囲を、資本金1億円以上とした理由は何か。

(回答)

- 1 24年調査の調査員調査において、企業（単独事業所）側の統計調査の担当者と事前にアポイントメントを取っていないと調査票を配布することができないなど、「セキュリティ環境が高い企業（単独事業所）に対し、調査員が面接による調査票配布を行うことは難しい」といった事例が地方公共団体から数多く報告されており、一定規模以上の企業（資本金が大きな単独事業所）についても、郵送配布を行う直轄調査に変更し、円滑な調査依頼を行う必要があると考えている。
  
- 2 法人税法における定義においては、資本金1億円を基準として大企業と中小企業が定義されており、その定義を参考に直轄調査に移行する単独事業所の範囲を検討し、24年調査結果から一企業あたりの売上金額が約30億円あるといった結果への影響も考慮して、28年調査において直轄調査に移行する単独事業所の範囲を資本金1億円以上としているものである。

表 資本金階級別単独事業所数及び1企業あたり売上

資本金階級	単独事業所数	1企業あたり売上 (百万円)
1億円未満	1,468,200	119
1億円以上	10,259	3,253

#### (4) 集計事項

##### ア 消費税の集計方法の見直し

売上（収入）金額等の経理項目に関連する集計について、前回調査では、報告者が消費税込みで記入したか否かにかかわらず、報告者が記入した金額をそのまま集計していたが、今回調査では、消費税抜きで記入されたものを消費税込みに補正して集計する方法に変更する。

なお、売上（収入）金額等の経理項目について、前回調査では、消費税込みでの記入を原則とし、参考情報として、消費税込みでの記入が困難な場合にチェックする欄を設け、当該欄にチェックを入れ、税抜きで記入する形としていたが、今回調査では、引き続き消費税込みでの記入を原則とした上で、消費税込み又は消費税抜きのどちらかで回答するかを選択する調査事項を追加する。

a 前回調査ではどのような方法で消費税を把握していたのか。また、消費税の税込み又は税抜き記入の把握方法を変更した理由は何か。

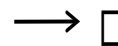
(回答)

- 24年調査では、消費税の取扱いについて、チェック欄を設け、参考情報として税込み記入できない場合にチェックすることとしていた。
- この方法の場合、チェック欄にチェックがなかった場合に、本当に税込み記入なのか、あるいは報告者の記入漏れなのか、報告義務を課した調査事項ではなかったために確認できなかった。
- 28年調査においては、府省横断的な検討の場（産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ）において検討している、売上高集計等の補正の関係から、消費税の税込み記入・税抜き記入の別を正確に把握する必要があるため、調査事項へと変更する必要があると考えている。

【旧：24年調査】

以下の金額を記入する欄について

- ・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の口をチェックし、税抜きで記入してください。
- ・平成23年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間）の決算について記入してください。



【新：28年調査】

9 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	
● 10欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。 ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。	
※選択した記入方法を○で開んでください。	
1 税込み	2 税抜き

- b 今回、集計において消費税の税込み補正を行うことにより、本調査の集計業務が大幅に増えることが想定される。これにより、結果の公表が遅延することはないか。
- c 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議において取りまとめ予定のガイドラインでは、「より精度が高まる補正手順を、各統計調査独自の取組として導入することは否定しない」とされている。本調査では、ガイドラインで示された補正方法に加えて、独自の取組を導入する予定はあるか。仮に導入する予定がある場合、その方法及び当該方法を導入する理由は何か。

(回答)

- 1 産業連関表の平成23暦年値の推計で用いた処理を基に、機械的に補正する方向で検討を進めており、補正のための新たな演算処理が発生することになるが、すでに独立行政法人統計センターにおいて産業連関表に係る推計作業を処理した実績があるため、結果の公表が遅延するほどの影響はないものとする。
- 2 産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議では、28年調査での補正方法を念頭に、産業連関表の平成23暦年値の推計で用いた処理が議論されていることから、28年調査ではこの議論を踏まえた推計方法としている。



## イ 上記ア以外の集計事項の見直し

集計事項について、調査事項の追加・削除に伴う所要の変更を行うほか、利活用の低調な集計事項の削除や類似の集計事項の統合を行うとともに、統計ニーズを踏まえた集計事項の追加を行うなど、集計事項を整理する。

- a 変更される各集計事項について、変更理由は何か。
- b 削除される各集計事項について、今後、統計利用者による本調査結果の利活用に際し支障は生じないか。

(回答)

- 1 結果表及び集計事項の変更の趣旨は、以下のとおりである。

表 集計事項の変更内容及び該当箇所

項目	変更内容	該当箇所
① 調査票及び調査事項の変更に伴う結果表及び集計事項の変更	個人経営調査票の新設に伴う個人経営者に対する調査事項の縮減に伴い、これらの調査事項に係る集計対象から個人経営を除外	Ⅱ 確報集計 > 1 事業所に関する集計 > (2) 産業別集計 > ④ サービス関連産業 B > 第 5 表～第 12 表、第 14 表、第 16 表の変更等
	建設業対象の調査事項「建設業許可番号」が廃止されることに伴い、対応する集計事項を廃止	Ⅱ 確報集計 > 2 企業等に関する集計 > (2) 産業別集計 > ① 建設業及びサービス産業 A > 第 1 表の変更
	調査事項「商品売上原価」の廃止及び「商品手持額」の「年末商品手持額」への名称変更並びに「年間商品仕入額」、「年初商品手持額」の追加に伴い、対応する集計事項を変更	Ⅱ 確報集計 > 2 企業等に関する集計 > (1) 産業横断的集計 > ② 経理事項等 > 第 9 表を廃止するとともに、Ⅱ 確報集計 > 2 企業等に関する集計 > (2) 産業別集計に「卸売業、小売業」の区分を新設し、新規表（1 表）を追加
② 結果表の統廃合による結果表数の削減	利用実績の少ない結果表（関係府省や地方公共団体における個別の利用実績を勘案するとともに、公表月を含む 5 か月間における HP へのアクセス数が 200 件未満であることを目安に選定）の廃止	Ⅱ 確報集計 > 1 事業所に関する集計 > (1) 産業横断的集計 > ① 事業所数、従業者数 > 第 19 表等
	集計内容が類似している表の統合	Ⅱ 確報集計 > 1 事業所に関する集計 > (1) 産業横断的集計 > ① 事業所数、従業者数 > 第 3 表を第 10 表に統合等
③ 利活用	産業細分類別結果の拡充（従業上の地	Ⅱ 確報集計 > 1 事業所に関する集

の要望を踏まえた結果表の追加及び集計事項の詳細化	位別とのクロス集計の追加)	計>(1)産業横断的集計>①事業所数、従業者数>第4表の変更
	小規模企業(中小企業基本法に定める中小企業者及び小規模企業者)の把握に資する集計結果の追加	Ⅱ確報集計>2企業等に関する集計>(1)産業横断的集計>①企業等数、従業者数>第5表の変更
	町丁・大字別結果の追加及び詳細化(24年調査において行った産業大分類別の特別集計を産業中分類別の正式結果表として追加)	Ⅱ確報集計>1事業所に関する集計>(1)産業横断的集計>①事業所数、従業者数に新規表(2表)を追加
	売上(収入)金額階級別結果の追加	Ⅱ確報集計>2企業等に関する集計>(1)産業横断的集計>②経理事項等>第7表の変更

2 上記の変更を行うことにより、結果表数は24年調査時の282表から、28年調査においては218表となる予定である。

3 当該結果表の削減は、関係府省や地方公共団体における個別の利用実績を踏まえて、行政利用上も大きな支障とならないよう考慮しつつ、検討を行ったものであり、「経済センサス-活動調査関係府省連絡会議」において情報共有し、理解を得ている。

4 また、前述の結果表の統廃合や、上記以外の新たな集計ニーズへの対応として、調査票情報の二次利用制度を積極的に活用していただくことを念頭に置いているが、調査票情報の二次利用制度の対象とならない一般ユーザーへの対応としては、事後的に集計事項を公募し統計表を作成する「追加集計」の枠組みの導入を検討している。

<参考>追加集計の概要(案)

① 法的根拠

統計法第32条の規定に基づき、調査実施者において調査票情報の二次利用を行うことにより集計。

② 選定基準等

希望する集計内容をHPにより広く公募し、追加的に作成することで広範な利用ニーズにこたえることのできる結果表を選定する。

- ・新たなニーズに基づいた新規結果表
- ・統廃合した結果表のうち、特に多くの希望が寄せられた結果表 等

③ 他統計における実施状況

- ・平成20年住宅・土地統計調査(公表済)
- ・平成22年国勢調査(公表済)
- ・平成25年住宅・土地統計調査(集計準備中)